

平成21年5月20日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19830069
 研究課題名（和文） 金融システムの中の担保法
 研究課題名（英文） Secured Transaction Law and Financial Systems
 研究代表者
 藤澤 治奈（FUJISAWA HARUNA）
 立教大学・法学部法学科・准教授
 研究者番号：60453966

研究成果の概要：

第一に、担保法の分野において、日本法と外国法との比較をするに際しては、その背景にある金融取引の構造をも考慮に入れる必要があることを論じた。第二に、アメリカ法研究を行い、アメリカで動産担保が比較的重要性を有している背景に、どのような社会的経済的要請があり、どのような金融取引の構造があるのかを明らかにした。その上で、日本において、安易にアメリカ法を参照することは問題であることを指摘した。第三に、フランスにおける近時の担保法改正についてサーベイを行った。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	790,000	0	790,000
2008年度	1,080,000	324,000	1,404,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,870,000	324,000	2,194,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：民法・担保法・倒産法・アメリカ法・フランス法・金融システム

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本における担保法改正

バブル経済の崩壊とその後の不良債権対策の一環として「不動産担保から新しい担保へ」というキャッチフレーズのもと、動産・債権担保制度見直しの方向が示されたのは、2003年のことであった（経済産業省企業法制研究会（担保制度研究会）報告書）。この動きは、2005年に施行された「動産及び債権譲

渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に結実したと言える。この法律は、民法理論上も重要な意義を有しているだけでなく、上述した経緯とも関係して、金融システムを構成するルールの一つとしての役割も有している。このことは、「金融機関は従来型の不動産担保から離れ「事業の収益性に着目した資金調達」へと向かうべきである」との主張を展開した経産省報告書からも見て取れる。

(2) 近時の担保法研究と残された問題

では、担保法研究のあり方は、どうなっているのでしょうか。担保法改正と相前後して、担保法研究も活況を呈していた。

まず、不動産担保に依存せず、動産・債権担保を活用した融資を行うという上述の改正の方向性と合致していたことから、担保法改正に際しては、しばしば、アメリカ法（UCC第9編）が参照された。その中から、優れたアメリカ担保法研究が登場した。例えば、森田修『アメリカ倒産担保法—「初期融資者の優越」の法理』（商事法務、2005年）は、アメリカ動産・債権担保制度の比較法的特徴として、債権回収に際しては、初期融資者が他の債権者に対する優越的地位を与えられている点を明らかにした。

他方、フランスでも、民法典制定200年を契機とし、経済活性化の目的で現在担保法改正作業が進行中であったことから、日本における今次の改正との比較が行われた。但し、フランスにおける担保法改正の方向性は、日本におけるそれとは異なり、動産・債権担保のみならず、不動産担保の効力強化をも目指すものである。平野裕之、片山直也、山野目章夫による日仏法学会シンポジウムは、改正の詳細を明らかにした上で、このような担保法改正の思想的含意（民法典の版図の問題、所有権の絶対性と担保権との関係等）を鮮やかに示した。

ところが、このように水準の高い研究が存在するにもかかわらず、明らかではない点も少なくない。その中で特に重要であると考えられる点は、外国の担保法を研究しそれを日本法と比較する際に、制度ごとの比較（例えば、動産担保制度同士の比較）は行われていても、複数の制度間のバランスを比較し、その相違を明らかにする作業が行われていない点である。すなわち、アメリカでは、不動産担保よりも動産・債権担保が重視されているというが、なぜ、アメリカではそのような金融実務が存在しているのか。また、フランスでは、従来不動産担保を重視しない融資が行われてきたが、今次の改正は、不動産担保の強化へと向かった。この背景には、どのような事情があったのか。従来の研究は、この点には踏み込んでこなかった。

その原因は、研究の水準ではなく、その方法論にある。というのも、上記の研究は、個々の制度、個々の取引に着目して行われており、担保法を、各国の金融システムという文脈の中で捉えることを行ってこなかった。そのため、各制度についての鋭い分析が示される一方で、それらの制度が、各国の金融システムの中でどのような役割を担っているかについては、注目されてこなかったのである。

(3) 担保法研究の方法論

しかし、冒頭に述べたように、担保法は、最早、テクニカルな解釈論が活躍する分野ではなく、金融政策の一環としての立法が行われるような分野になっている。このような中で担保法研究の意義を考えると、これまで通りの個々の取引に着目した担保法研究だけで十分なのであるのか、との疑問が生じる。

では、従来の日本における担保法研究は、金融論的視点を一切欠いていたのであるのか。実は、マクロ的視点から、担保法研究を行うという伝統も存在していた。この流れは、我妻栄『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣、1953年）をその嚆矢とし、今村与一「クレディ・フォンシェの成立とフランス抵当制度」社会科学研究36巻2号1頁（1984年）等にも受け継がれてきた。しかし、これらの研究は、マルクス主義経済学をその基礎としていたため、依って立つ経済理論の衰退とともに、影響力を失いつつある。

とはいえ、金融史等に注目するという視点自体が失われてしまっただけではなからう。

そこで、金融理論に目を転じれば、1990年以降、ミクロ的基礎を持つ金融理論が急速に発展した（日本における解説書として、酒井良清・前多康男『新しい金融理論』（有斐閣、2003年）がある）。金融システムの研究は、このような新しい理論を背景に展開している。各国の金融制度の比較についても、新しい方法論が展開され、日本でも金融システムの国際比較が行われている（高木仁、黒田晁生、渡辺良夫『金融システムの国際比較分析』）。

このような新たな方法論を、担保法研究に用いることができれば、従来の研究の残された問題を明らかにすることができるのではなからうか。

2. 研究の目的

(1) 研究目的の概要

そこで、本研究では、不動産担保と動産・債権担保とのバランスに着目しつつ、金融システムという視点から各国担保法を整理することにより、日本の担保法の特徴を明らかにする。

(2) アメリカ法との比較研究

具体的には、第一に、アメリカ法との比較研究を行う。というのも、日本における近時の担保法改正に際しては、しばしばアメリカ法が参照された。アメリカでは、不動産のみならず、動産・債権も担保として活用されているから、その法制度が参考になるというのである。

では、なぜ、アメリカでは、動産・債権担保の重要性が高いのか。その背景には、「法制度が使いやすいものであるから」といった理由とは別に、アメリカの金融システムのなかで、動産・債権が担保として期待される現実の事情があるはずである。本研究では、この点を、歴史的な視点から分析する。また、それと同時に、動産・債権担保が低調である日本の特徴を明らかにする。

その上で、わが国において、不動産担保融資から動産・債権担保融資へ、という政策が推し進められているが、それが本当にわが国の現状に合ったものなのかを検討する。

(3) フランス法との比較研究

第二に、フランス法における新たな担保制度の意義を分析する。その意義は、以下のようである。

先述のように、わが国においては、バブル崩壊後の不良債権処理の中で、不動産担保偏重の融資システムが批判され、動産・債権など、新たな担保を重視する方向性が打ち出された。そうした方向性を裏打ちするように、新たな法整備は、新たな担保を対象として行われた。

これに対し、民法制定以来の担保法大改正を経験したフランスにおいては、確かに動産・債権担保に関する法整備も行われたが、不動産についても、不動産担保強化の方向へと民法が舵を切ることになった。

実際、新法によってそのルールが整備されたと言われる動産担保は、結局のところあまり用いられておらず、複数の改正が繰り返されるという状況にある。これに対して、強化された不動産担保は、実務の期待を集めているという。

わが国の現状と似ているとも思われるフランス法であるが、フランス法についての研究は多くはない。そこで、まずは、フランスの法改正の背景にどのような事情があったのかを分析する。その上で、日本の状況との比較を行う。

3. 研究の方法

なお、上記の点を明らかにするために、本研究は、担保法を金融システムの中に位置づけるという方法をとる。このことは、外国法研究のあり方に変化をもたらす。というのも、従来の外国法研究は、「初期融資者の優越」や「所有権の絶対性」等のように、法理論の上で鮮やかに各国の法制度を説明していたものの、実際に、その法理がどのような経済的意義を有しているのかは不明なままであった。本研究のように、各国の金融システムの違いを前提として、その中に担保法を位置

づけることにより、担保法の立体的な把握が可能になる。それによって、従来とは違った意味での日本の担保法の特徴も明らかにされる。

4. 研究成果

(1) アメリカ法との比較研究

アメリカの動産担保法が生成されたのは、19世紀後半のことであった。

19世紀半ばから19世紀後半にかけて、アメリカは鉄道建設ラッシュに沸いたが、鉄道には、莫大な初期投資が必要であった。アメリカは、この資金を自国内でまかなうことができず、ウォールストリートの投資銀行等を介して、ヨーロッパの投資家から調達した。ヨーロッパの投資家は、株式による投資をリスクが高いものと考え、社債による投資を行った。この社債を担保したのが、鉄道モーゲッジと呼ばれる担保権であり、鉄道会社の土地のみならず設備全体を目的物としていた。というのも、当時鉄道が敷設された土地は、ほとんど無価値であり、これを担保としても、資金の調達は不可能であったからである。

他方、鉄道会社は、過当競争と繰り返し訪れる不況とにさらされ、しばしば倒産していた。この鉄道会社の倒産は、社会問題であったと同時に、裁判所にとっての重大な懸案事項でもあった。というのも、従来の連邦倒産法は、会社更生を可能にするような規定を有していなかったため、本来なら倒産した鉄道会社は清算されることになるはずだったからである。しかし、鉄道会社の清算価値は、非常に小さい上、鉄道が営業を停止してしまうことは社会経済への影響が大きすぎた。そこで、裁判所は、エクイティレシーバーシップと呼ばれる会社更生手続を作り出し、鉄道会社を救済したのであった。

動産担保法もこのような背景との関係で理解する必要がある。まず、指摘すべきは、この場面で、将来取得される物を担保目的物とすることを可能にする「爾後取得財産条項」の有効性が確立したということである。この条項は、それまで原則として無効と判断され続けてきたが、以下のような理由から、鉄道倒産のケースにおいてその有効性が認められるようになった。第一に裁判所が指摘しているのは、仮に鉄道モーゲッジで爾後取得財産条項の有効性が認められなければ、最初の資金調達の時点で担保となりうるのは、線路が引かれるべき荒地だけであり、これでは到底十分な資金を調達することはできないという点である。鉄道会社の資金調達を可能にするためには、爾後取得財産条項を認めざるをえないというのである。第二に、鉄道会社の倒産に際して、裁判所はエクイティレ

シーバーシップを用いて鉄道会社を再生しようとしたが、仮に各債権者が個別執行をかければ、結局のところ鉄道は解体されてしまうことになる、そこで、裁判所は、第一順位のモーゲッジに付された爾後取得財産条項の有効性を承認することで、後順位の債権者の執行を止めたのであった。

以上のような事情から、19世紀後半から20世紀前半にかけて、アメリカでは、設備のような動産を将来に渡って把握するような、動産担保法が成立するに至る。

そして、ここで成立した担保法が、UCC第9編に受け継がれているのである。

では、日本において、注目を集めている在庫などの流動資産についてはどうか。

まず、前提として確認しておかなくてはならないのは、UCC第9編成立前、在庫担保に関しては、爾後取得財産条項の有効性が認められていなかった点である。しかし、在庫担保取引が存在しなかったかと言えばそうではない。ある特殊な取引形態に関しては、在庫担保取引の有効性が認められていた。そして、在庫担保取引も、設備担保取引同様、アメリカ経済の中心を担っていたと言える。

そこで、まず、在庫担保取引が最初に一般的に用いられるようになった輸入取引に着目する。輸入に際して在庫担保取引が必要とされた背景には、以下のような資金構造が存在している。アメリカの輸入業者は、当時、国際信用力に乏しく、信用仕入れを行うことができなかった。他方、輸入業では、商品を転売して初めて仕入れ代金を回収することができるのであり、仕入れから転売までのタイムラグをカバーする短期信用が必要とされていた。

そのために用いられたのがトラストレシート取引であった。銀行は、トラストレシートによって在庫上に担保権の設定（所有権とも解されている）を受けるのと引き換えに、在庫の仕入れ代金を融資した。裁判所は、実務上用いられるようになったこの仕組みを追認する形で、トラストレシートによる銀行の権利が、他の債権者に対抗できることを認めた。

続いて、トラストレシート取引が用いられたのが、自動車ディーラーの資金調達においてであった。自動車ディーラーの資金調達は、輸入業者のそれとパラレルに考えることができる。当時の自動車メーカーは、現金販売しか認めていなかったため、ディーラーは、現金で仕入れを行わなければならない、仕入れから消費者への転売までの間のタイムラグファイナンスを必要としていた。このファイナンスを提供したのは、ファイナンスカンパニーと呼ばれる新興の金融機関であった。この金融機関が用いたアレンジメントは、フロアプランニングと呼ばれ、このなかに、トラ

ストレシートを用いた在庫担保取引が組み込まれていた。

このフロアプランニングにおけるトラストレシート取引の法的性質は、輸入ファイナンスにおけるそれと異なるところはない。ところが、裁判所のなかには、自動車ディーラーによるトラストレシート取引の有効性を否定するものがでてきた。そこで、自動車業界のロビー活動もあって、統一トラストレシート法が制定され、この法律は、トラストレシート取引の有効性を正面から認めた。

しかし、トラストレシート取引には決定的な問題点があった、先述したとおり、在庫担保に関しては、爾後取得財産条項の有効性が認められていなかったため、トラストレシート取引に際しては、一回の融資ごとに、担保権の設定が繰り返されなくてはならなかった。このような取引コストの大きさを理由に、UCC待望論が出てくる。UCC成立直前の学説の議論は、この点に集中していたと言っている。

そこで、UCC第9編は、従来の在庫担保取引を前提としつつ、そのコストを下げるようになるような法制度を用意することとなった。

では、UCC第9編成立以降、在庫担保取引はどうなったのか。自動車ディーラーとの関係で登場したファイナンスカンパニーは現在でも動産担保融資の中心的な主体であり、企業間信用にファイナンスをつけるという役割にも変化がない。また、基本的なアレンジメントとしてのフロアプランニングも用いられ続けている。

以上のように、アメリカにおける担保制度は、その歴史的な発展と金融のあり方に、深く根ざしたものであった。

では、日本における動産・債権担保の促進は、どのように評価されるのであろうか。

実は、日本においては、在庫担保の促進に際しては、それが信用売主を害することになるのではないかと、その弊害が指摘されている。そして、在庫担保の促進にあたっては、この問題が解決されるべきであるとの議論が展開されている。ところが、日本の学説等が前提としている「在庫に担保権が設定されており、他方で、代金の支払いを受けていない売主がいる」という状態は、アメリカ法がまさに避けようとしている二重融資の状態である。なぜ、このような事態が生じるかと言えば、アメリカにおいては、在庫担保権者とは、すなわち企業間信用を担う者であるのに対して、日本の金融機関は必ずしもそうした運用を前提とはしていないからである。そうであるとすれば、この事態の解決を考える前に、こういった事態が生じること事態を問題視すべきではなかろうか。二重融資になるにもかかわらず、在庫を担保として資金調達する

ことが望ましいのか、動産担保先進国と言われるアメリカでさえ、このような資金調達を詐欺的であると理解している点に注意が必要である。

(2) フランス法との比較研究

フランスの金融システムの特徴は、銀行等の資金不足（国民の貯蓄が、金や不動産等の実物資産に流れている点等が原因として指摘されている）のため、政府系金融機関のウェイトが高い点にあるとされてきた。特に、中小企業金融においては、銀行が積極的にリスクの高い融資を行わないため、公的部門が融資を行っている他、公的保証制度が重要な意義を有していることが指摘されている。

このことは、そもそも、金融における物的担保の重要性の程度が日本とは異なるということを示唆する。注目すべき点は、日本がバブル経済の崩壊にみまわれていた頃、フランスでも、景気後退による不況から金融機関の破綻等が起こったが、不動産価値の下落の影響は日本ほどではなかったとされることである。

しかし、公的部門が担う金融は、確実に小さくなっている。そのため、今次の担保法改正においては、不動産担保の強化が図られたが、その目的としては、中小企業への融資の可能性が広がることが挙げられている。

なお、強化といっても、そもそも、フランスにおける不動産担保は、日本に比較すると債権者にとって使いやすいものではなかった（根抵当権の不存在など）。それが、今次の改正によって、一定のレベルまで、実効性が引き上げられたということができよう。

そうすると、フランスにおける不動産担保強化の流れというのは、日本との比較において、さほど注目すべきものではないのかもしれない。

他方、動産・債権担保の強化が目指されている点は、日本と同様である。この背景には、証券化・流動化等の先端的金融手法の導入の必要性がある。アメリカを起点とする金融手法の発達から、そのような手法を用いることを可能にする様々な法整備が必要とされており、その一環として担保法も変化を迫られる、というシナリオは、日本と共通であると考えられる。但し、これが実際に活用されているかどうかは別問題であり、また、サブプライム問題以降の規制強化の流れにも注目する必要がある。

なお、フランス法についての研究の総括は、未だその途上にある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 8 件）

- ① 藤澤治奈,「立法紹介 信託—信託を制度化する 2007 年 2 月 19 日の法律 211 号」, 日仏法, 25 号 (掲載予定, 校正済), 2009 年, 査読無
- ② 藤澤治奈,「アメリカ動産担保法の生成と展開 (7) —購入代金担保権の優先の法理を中心として—」, 法学協会雑誌, 126 巻 1 号, 99 頁—140 頁, 2009 年, 査読有
- ③ 藤澤治奈,「アメリカ動産担保法の生成と展開 (6) —購入代金担保権の優先の法理を中心として—」, 法学協会雑誌, 125 巻 7 号, 1532 頁—1596 頁, 2008 年, 査読有
- ④ 藤澤治奈,「アメリカ動産担保法の生成と展開 (5) —購入代金担保権の優先の法理を中心として—」, 法学協会雑誌, 125 巻 6 号, 1173 頁—1249 頁, 2008 年, 査読有
- ⑤ 藤澤治奈,「アメリカ動産担保法の生成と展開 (4) —購入代金担保権の優先の法理を中心として—」, 法学協会雑誌, 125 巻 4 号, 726 頁—784 頁, 2008 年, 査読有
- ⑥ 藤澤治奈,「アメリカ動産担保法の生成と展開 (3) —購入代金担保権の優先の法理を中心として—」, 法学協会雑誌, 125 巻 3 号, 541 頁—613 頁, 2008 年, 査読有
- ⑦ 藤澤治奈,「アメリカ動産担保法の生成と展開 (2) —購入代金担保権の優先の法理を中心として—」, 法学協会雑誌, 125 巻 2 号, 392 頁—453 頁, 2008 年, 査読有
- ⑧ 藤澤治奈,「アメリカ動産担保法の生成と展開 (1) —購入代金担保権の優先の法理を中心として—」, 法学協会雑誌, 125 巻 1 号, 1 頁—64 頁, 2008 年, 査読有

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤澤 治奈 (FUJISAWA HARUNA)
立教大学・法学部法学科・准教授
研究者番号：60453966

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし